

墨田区道における道路構造の技術的基準に関する条例概要

1 目的

道路法第24条の3、第30条第3項及び第45条第3項の規定に基づき、区が道路を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準等を定める。

2 道路の幅員構成に関する基準

道路の区分による車道、副道、路肩、停車帯、自転車道、自転車歩行者道、歩道及び植樹帯に係る標準的な幅員構成に関する基準を定める。

3 道路の線形に関する基準

道路の設計速度により屈曲部、曲線部、緩和区間、縦断曲線等の道路の線形に関する基準を定める。

4 構造物等に関する基準

舗装、排水施設等の路面構造、平面交差、立体交差等の交差構造、交通安全施設、交通島、トンネル等の構造物等に関する基準を定める。

5 基準の適用除外

道路の附帯工事又は小区間について、応急措置として改築を行う場合において、道路に関する基準をそのまま適用することが適当でない認められる場合は、当該基準によらないことができる。

6 専用道路に関する基準

自転車専用道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路に関する基準を定める。

7 道路標識の寸法

道路標識（案内標識、警戒標識及び補助標識）の寸法は、交通の安全と円滑を図ることを考慮して、規則で定める。

8 有料の自転車駐車場の利用に関する標識

道路に付属する有料の自転車駐車場の利用に関する標識に係る明示事項及び設置方法を定める。

9 施行期日等

本年4月1日

施行の際、現に新築又は改築に係る工事中の道路については、この条例に定める基準に適合しない部分がある場合においては、当該部分に対するこの条例に定める基準は適用しない。

